

## 虐待の防止のための指針

### 1. 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律及び児童虐待の防止等に関する法律の理念に基づき、利用者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見、早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

| 区分               | 定義                                                                                                           | 具体的な例                                                                                                                                                                                          |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体的虐待            | 利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること                                                       | <ul style="list-style-type: none"><li>・殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる</li><li>・椅子や壁に縛り付ける、物を投げつける</li><li>・医療的な必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する</li><li>・身体を押さえつけて行動を制限する</li><li>・自らの意思で開けることができない部屋に隔離する</li></ul> |
| 性的虐待             | 利用者においせつな行為をすること、又は利用者においせつな行為をさせること                                                                         | <ul style="list-style-type: none"><li>・性器等への接触、性交</li><li>・性的行為を強要する</li><li>・必要性が無いにも関わらず裸にする</li><li>・更衣やトイレ等の場면을覗く、撮影する</li><li>・おいせつな言葉を発する</li><li>・おいせつな映像を見せる</li></ul>                 |
| 心理的虐待            | 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと                                                      | <ul style="list-style-type: none"><li>・侮辱する、無視する</li><li>・怒鳴る、罵る、嘲笑する、悪口を言う</li><li>・子ども扱いするような呼称、呼び捨て、あだ名で呼ぶ</li><li>・「〇〇したら〇〇させてあげる」などの交換条件を提示する</li></ul>                                   |
| 放棄・放任<br>(ネグレクト) | 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること                                                                               | <ul style="list-style-type: none"><li>・食事や水分を十分に与えない</li><li>・汚れた服を着させ続ける</li><li>・入浴や排泄の介助をしない</li><li>・医療が必要な状況にも関わらず受診させない</li><li>・身体的虐待や心理的虐待を放置する</li></ul>                              |
| 経済的虐待            | 利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること                                                                      | <ul style="list-style-type: none"><li>・本人の同意なく年金や預貯金を使用する</li><li>・本人の同意なく不動産等の財産を処分する</li><li>・生活に必要なお金を渡さない</li><li>・本人が使用するお金を理由なく制限する</li></ul>                                            |
| その他              | <ul style="list-style-type: none"><li>・上記に掲げる行為と同様の行為の放置、その他職務上の義務を著しく怠ること</li><li>・その他法人が虐待と認める行為</li></ul> |                                                                                                                                                                                                |

### 2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

#### ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置

当法人では、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」と言う。）を置き、年1回以上又は虐待発生の都度開催します。

虐待防止委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、職員にその内容の周知徹底を図ります。

#### ②虐待防止委員会の役割

虐待防止委員会は、次の内容について協議をします。

- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

- ・虐待について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### ③虐待防止委員会の構成員

- ・虐待防止担当者、理事長、事務長
- ・必要に応じて第三者委員、嘱託医、関係職員

### ④虐待防止担当者の設置

虐待防止を適切に実施するため、虐待防止担当者を置きます。  
虐待防止担当者は、事業所の管理者を充てるものとします。

## 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、虐待防止の徹底を図るために、職員に対し虐待の防止のための研修を年に1回以上実施するとともに、新規採用時にも実施します。本研修に関する研修プログラムについては、虐待防止委員会が作成するものとします。

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

## 4. 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

事業所内で虐待若しくは虐待と疑われる事案を発見した職員は、速やかに事業所の虐待防止担当者に通報します。通報を受けた虐待防止担当者は、市町村の虐待通報窓口はその旨を通報します。虐待防止担当者が虐待の加害者になっている場合など、上記の対応を取り難い理由がある場合は、当該事案を発見した職員が直接市町村の虐待通報窓口へ通報します。

なお、虐待若しくは虐待と疑われる事案を通報した職員に対し、解雇その他不利益な取り扱いを行いません。

|                        |                                                                                        |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>浜松市の<br/>虐待通報窓口</p> | <p>浜松市障害保健福祉課<br/>TEL：053-457-2034 FAX：053-457-2630<br/>休日・夜間の連絡先 TEL：053-457-2066</p> |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|

## 5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

事業所内で虐待が発生した場合は、「4. 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針」の通り速やかに通報を行います。

また、当該虐待に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて虐待防止委員会において原因の分析と再発防止策の検討を行います。あわせて、市町村が実施する調査に協力するとともに、市町村からの指示に従い、必要な改善を行います。

虐待事例及びその分析結果については、職員に周知徹底し、再発防止に努めるとともに、事案発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証します。

## 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者及び家族、職員、その他関係者が閲覧できるよう事業所内に掲示するとともに、ホームページに掲載し公表します。

## 7. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

「3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部研修会に積極的に参加するとともに、受講後は他職員に当該研修の内容について周知します。

本指針に定める事項以外にも、虐待防止について国や地方自治体から発出される通知等に留意し、虐待防止の推進に取り組みます。